

## 選考委員会規程

### (総則)

第1条 一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という。）定款第40条の規定に基づいて設置された、選考委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

### (審議・所管事項)

第2条 委員会は、本協会定款第4条第4項に規定されたバドミントン競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選考について審議、決定する。

### (委員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名 委員 10名以内

2 委員長には、代表理事が就任する。

3 選手選考委員は、つぎの各号の一に該当する者の中から選任し、理事会の議決により、代表理事が委嘱する。

(1) 本協会理事

(2) 学識経験者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集して、議長となる。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

第6条 事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

### (選考基準)

第7条 選考基準は、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会の編成方針に従い、その都度委員会が定め事前に広く開示する。

(不服申し立て)

第8条 本委員会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

選考委員会規程は、2019年11月9日より施行する。